

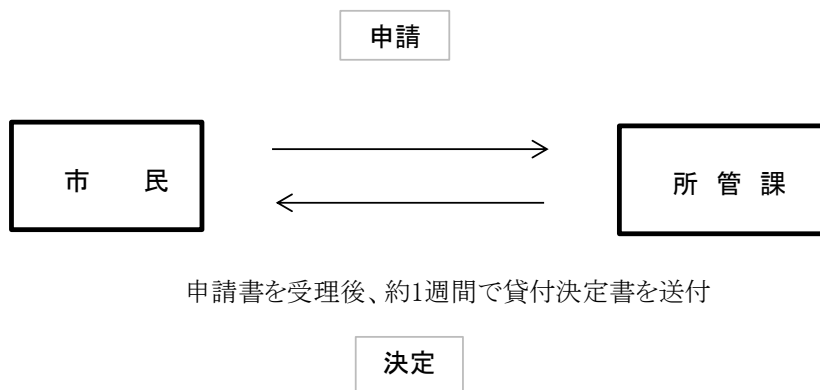
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 9

処 分 名	水洗便所改造資金の貸付の決定	
処 分 の 概 要	既存の便所を水洗式に改造する者に対し、改造に要した資金の貸付の決定を行うもの。	
根 拠 法 令 名	松山市水洗便所改造資金貸付条例(昭和37年条例第29号)	
条 項	第7条	
所 管 課	上下水道サービス課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	1週間程度	
標準処理期間	計	1週間程度
判断基準	<p>条例第3条、施行規則第2条に規定する要件を満たしていること。</p> <p>【根拠法令等】 松山市水洗便所改造資金貸付条例</p> <p>第3条 資金の貸し付けを受けることができる者は、次の要件を備えているものでなければならない。 (1) 公共下水道等に汚水を排除する家屋を所有すること。 (2) 市町村民税(特別区民税を含む。)、固定資産税、下水道使用料、下水道事業受益者負担金及び区域外接続協力金を滞納していないこと。 (3) 貸し付けを受けた資金の償還について十分な支払能力を有すること。 (4) 確実な連帯保証人があること。</p> <p>第6条 資金の貸付けを受けようとする者は、あらかじめ、公営企業管理者(以下「管理者」という。)が定めるところにより管理者に申し込まなければならない。</p> <p>第7条 管理者は、前条の規定による申し込みがあつたときは、貸付けの可否および貸付額を決定し、その結果を申込者に通知するものとする。</p> <p>松山市水洗便所改造資金貸付条例施行規程</p> <p>第2条 条例第3条第4号に規定する連帯保証人は、次の要件を備えた者でなければならない。 (1) 市内に居住していること。 (2) 市民税又は固定資産税のいずれかを課税され、かつ、滞納がないこと。</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。